

## 平成 2 5 年度 浜中町財政健全化判断比率及び 浜中町公営企業資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、平成 2 6 年 9 月 1 1 日浜中町議会に監査委員の意見書を添えて報告したので、その内容について以下のとおり公表します。

平成 2 5 年度 浜中町財政健全化判断比率 (単位：%)

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	1 5 . 0 0	2 0 . 0 0
連結実質赤字比率	—	2 0 . 0 0	3 5 . 0 0
実質公債費比率	1 1 . 4	2 5 . 0	3 5 . 0
将来負担比率	8 1 . 0	3 5 0 . 0	/

※表内の「—」は赤字でないことを表します。

平成 2 5 年度 浜中町公営企業資金不足比率 (単位：%)

公営企業（特別会計）の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 . 0
下水道事業特別会計	—	2 0 . 0

※表内の「—」は資金不足でないことを表します。

(問合せ先)

企画財政課財政係

電話 0 1 5 3 - 6 2 - 2 1 4 6